**[社債権者⇒お取り扱いの口座管理機関へ（オモテ面）]**

別紙１

依頼日

　　　　　　年　　月　　日

口座管理機関　御中

**社債権者集会用**

**振替法第86条証明書発行･取次依頼書(兼)議決権行使書取次依頼書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 社債権者 | 住　所 |  | 届出印  (口座管理機関届出印） |
| 氏名又は  名称・代表者名 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ISINコード | 〔JPXXXXXXXXXX〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注：発行者が予め記載） |
| 銘柄名称 | 〔●●株式会社第●回無担保社債（社債間同順位特約付）〕　　 　（注：発行者が予め記載） |
| 社債権者集会開催日 | 〔２０●●年●●月●●日〕　　　　　　　　　　　　　　　　　（注：発行者が予め記載） |

私（社債権者）は、上欄に記載した社債（以下「本社債」）における社債権者集会（以下「本集会」という。）の議決権行使にあたり、本社債の権利を記載又は記録をする口座管理機関（以下「本口座管理機関」という。）に対して、「社債権者集会の開催実務の効率化ガイドライン（標準モデル）」（以下「本ガイドライン」という。）に基づき、以下の事項を依頼いたします（本書面の「書面での議決権行使の取次不要欄」において、書面での議決権行使の取次ぎを希望しない旨を選択した場合には、以下の１．のみを依頼いたします。）。

また、私（社債権者）は、本依頼に際して、本口座管理機関が講ずる必要な措置に従うこと及び私（社債権者）に関する個人情報を社債管理者及び発行者に提供することに同意するとともに、以下の１．については、本口座管理機関に対して本社債に関する社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項（同第115条、第117条、第118条及び第124条において準用する場合を含む。）及び同第222条第3項に基づく証明書（以下「証明書」という。）注１が返還されるまでの間は当銘柄について振替の申請、抹消の申請又は償還金（繰上償還金を含む。）の受領をすることができないこと、以下の２．については、発行される証明書に関して、私（社債権者）を介さずに取次ぎを行うこと及び本口座管理機関における証明書の受領をもって、私（社債権者）が本口座管理機関に証明書を返還したとみなされることに同意いたします。

1. 証明書の発行。
2. 証明書及び本書面裏面の議決権行使書（書面行使取次用）の社債管理者又は発行者への取次ぎ注２ 及び本集会終了後における社債管理者又は発行者からの証明書の受領。

注１ 本社債が特別法人債又は外債である場合には、自己の権利の証明のために必要な証明書として発行を依頼します。

注２ 本依頼は書面の取次ぎの委任であって、会社法第725条の議決権の代理行使及び議決権行使の委任ではありません。

　（本口座管理機関による取次ぎの送付先）

|  |  |
| --- | --- |
| 社債管理者又は財務代理人 | 〔●●株式会社　●●部〕　　　　　　　　　　　　　　　　　 （注：発行者が予め記載） |
| 住所 | 〔〒XXX－XXXX　東京都千代田区丸の内X－X－X　●●ビルX階〕 （注：発行者が予め記載） |
| 連絡先電話番号 | 〔XX－XXXX－XXXX（●●部直通）〕　　　　　　　　　　　　　 （注：発行者が予め記載） |

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（書面での議決権行使の取次不要欄）

本集会に出席する又は書面での議決権行使を自ら行うため、

書面での議決権行使の取次ぎを希望しない場合には、右欄にチェック

（注）この場合には、証明書の発行のみを口座管理機関に依頼することになります。

また、本書面裏面の「議決権行使書（書面行使取次用）」に記入されても議決権行使の効力は生じません。

社用欄

*（注）以下、「議決権行使書」はウラ面へ印刷*

**[事前に書面行使する場合（ウラ面）：社債権者⇒口座管理機関（写し受領／取次）⇒発行者（社債管理者）へ（正本）]**

（発行者）●●株式会社　　　　　御中

**社債権者集会**

**議決権行使書(書面行使取次用)**

私は、表面記載の社債（以下「本社債」という。）における社債権者集会（以下「本集会」という。）の以下議案について、以下のとおり議決権を行使いたします。延期又は続行により継続会となった場合にも、以下のとおり議決権を行使します。

1．議　案：●●●●●●●●●●の件（詳細「社債権者集会招集通知」記載のとおり）

2．社債権者の氏名又は名称：表面記載の社債権者

3．議決権の額：口座管理機関から交付を受けた社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項（同第115条、第117条、第118条及び第124条において準用する場合を含む。）及び同第222条第3項に基づく証明書（以下「証明書」という。）に記載されている本社債保有額の全額

4．議決権行使の内容

※賛・否のいずれかに○をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 議案に対する賛否 |
| 議　案 | 賛　・　否 |

（留意事項）

本書が、本口座管理機関経由で発行者に提出されることにより、会社法第726条第1項の規定に基づく、事前の書面による議決権行使となります。ただし、以下についてご留意ください。

・同一の社債権者が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権行使内容が異なる場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

・議決権行使書に賛・否のいずれの表示もない場合には、賛として取り扱います。

・他の口座管理機関で本集会の議決権行使をする場合において、上記の「議案に対する賛否」と異なる内容の議決権行使をされたときは、不統一行使として、議決権行使が無効となる場合がありますので、ご留意ください。

・本書面を利用した議決権行使の期限は、表面記載の社債権者集会の1週間前の日になります。ただし、口座管理機関が別途定める提出期限までに本書面を口座管理機関にご提出ください。

（本集会終了後の依頼事項）

私は、社債管理者又は貴社に対して、本集会終了後は、証明書の交付元の口座管理機関に当該証明書を速やかに返却するよう依頼いたします。